

平成18年度普通交付税(市町村分)について

1 地方交付税の総額

地方交付税の総額は、所得税・酒税の収入見込額の32%相当額、法人税の収入見込額の35.8%相当額、消費税の収入見込額の29.5%相当額及びたばこ税の収入見込額の25%相当額の合算額(12兆6,137億円)に過年度精算分、既往法定加算額及び臨時財政対策加算額を加算した額(13兆7,425億円)(一般会計繰入金、いわゆる入口ベース)に、交付税特別会計借入金及び剰余金を加算し、同特別会計借入の償還額及び利子支払額を控除した額の15兆9,073億円(いわゆる出口ベース)であり、前年度比5.9%となった。

なお、平成17年度と同様、今年度も通常収支に係る財源不足額の一部を特例地方債(臨時財政対策債)で補てんする措置が講じられており、地方交付税に臨時財政対策債を加えると前年度当初予算比6.5%となった。

2 本縣市町村分算定結果の概要

平成18年度の普通交付税額は、平成18年7月25日に総務大臣により決定され、本県の市町村には、南相木村及び軽井沢町を除く79市町村に2,120億4,938万4千円が交付された。これは前年度に比べて86億430万5千円の減(3.9%、全国市町村分は4.9%)となった。臨時財政対策債発行可能額を含めると2,387億2,311万3千円(前年度比4.7%、全国市町村分は4.9%、交付団体ベース。)となった。

なお、「地方交付税等の一部を改正する法律(平成19年法律第1号)」の公布、施行に伴い、平成19年2月15日に普通交付税の額が変更決定(地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えることになったことに伴い、調整率を乗じて減額された額が全額復活)され、本縣市町村分として11億5,282万2千円が追加交付された。

3 本縣市町村分算定結果の主な特徴

基準財政需要額は、前年度比+0.3%(交付団体ベース、錯誤額除き、以下同じ)となった。経常経費は+3.5%(全国は+2.9%)であり、増減率の大きな費目は、「その他の諸費(面積)」が+24.3%、「小学校費(学校数)」21.4%、「生活保護費」が+19.5%である。また、投資的経費は11.7%(全国は13.6%)であり、「その他の諸費(人口)」が31.2%、「社会福祉費」が20.6%となっている。一方、公債費は+4.8%(全国は+5.4%)である。

基準財政収入額については、市町村民税(法人割)が前年度比+7.7%、利子割交付金が前年度比28.1%など、全体としては前年度比+3.9%(全国は+3.4%)となった。

4 算定方法の主な改正内容等(市町村分)

税源移譲による増収額を100%基準財政収入額に算入

三位一体改革に関連して、財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、国庫補助負担金の廃止・縮小に伴う税源移譲による増収分(所得譲与税、児童手当特例交付金)が、基準財政収入額に100%算入されることとなった。

税源移譲につながる国庫補助負担金改革分を全額基準財政需要額に算入

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(基本方針2004)に従い、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲が行われることとなり、平成18年度は、1兆2,844億円が改革に対応して移譲された。これらの移譲に係る所要の事業費の全額は、交付税の基準財政需要額に算入された。具体的には、額の大きいもの、偏在が大きいものについては、補正を適用することにより各団体に対する国庫補助負担金の算出基礎に準じて実績に応じた算定を行い、額が小さいもの、偏在が小さいものについては、標準的な経費を各費目の単位費用に算入している。

補正係数の削減

補正係数の整理合理化については、平成10年の「地方分権推進計画」等を踏まえ進められているが、平成15年11月に麻生総務大臣が発表した、いわゆる麻生プランの中でさらなる算定の簡素化を行うことが打ち出され、補正係数の適用については、都道府県分を概ね半減することを目標に年次的に縮減することとされている。平成18年度においては、道府県分の道路橋りょう費、恩給費の種別補正の廃止、高齢者保健福祉費の65歳以上人口急増補正の廃止が行われたが、市町村分については、団体ごとの自然的・社会的条件が大きく異なることから目標を設けた削減は困難ではあるが、その実施状況を見ながら段階的に見直ししていくこととされている。

行革インセンティブ算定

平成17年度に引続き、歳出削減の取組みを強化することに伴い、事務のIT化の高度化等の経費を算入するとともに、その一定割合について、歳出削減の実績を示す指標(人件費、物件費等の増減率)に応じた算定を行っている。また、休日・時間外滞納整理等の経費を算入するとともに、その一定割合について、徴税強化の実績を示す指標(徴収率)に応じた算定を行っている。平成18年度においては、行革努力による地域振興への取組み強化に伴い地域振興関係経費(新産業の創出等地域経済の活性化、Uターン等地方への定住促進、住民参加型のまちづくり支援等の経費を包括的に算定)について行革の実績を示す指標に応じた算定が新設された。

測定単位の改正

高齢者保健福祉費(74歳以上人口)については、平成14年8月の老人保健法の改正により、老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に5年間かけて段階的に引き上げられており、平成18年度の高齢者保健福祉費の老人医療給付費負担金の測定単位は、74歳以上人口となった。

5 臨時財政対策債発行可能額

本県市町村分の発行可能額は、269億5,378万1千円(交付団体ベースでは、266億7,372万9千円)となっており、前年度比10.3%となった。

臨時財政対策債は基準財政需要額の振替であるので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されることとなる。